



軽度・中等度難聴者向け

補聴器の購入費 を助成します



松本市では、軽度・中等度難聴者の
就労機会の確保、社会参加の促進、
フレイル予防を支援するため、
補聴器本体の購入費用を助成します。

令和8年4月より
事業開始

01

対象者



下記のすべてを満たす方

- ▼市内に住所があり **18歳以上**である
 - ▼**聴覚障害の身体障害者手帳**の交付を受けていない
 - ▼**補聴器相談医**※を受診し、**補聴器が必要と診断**された
- ※日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会が委嘱した医師
- ▼世帯に市民税所得割が**46万円以上**の世帯員がいない
 - ▼**過去5年以内**に本事業の助成を受けていない

02

対象となる補聴器



店舗にて選定・調整をした補聴器

※相談医が作成した
「補聴器適合に関する診療情報提供書」
または診断書を基に店舗にて補聴器の
選定及び調整する必要があります。

注意事項

- ▼**通信販売**など、店舗で調整を受けずに購入した補聴器および**集音機**等の家電製品は助成対象外です。

03

助成の内容



補聴器本体の購入費用の **3分の1** (上限3万円)

※住民税非課税世帯は購入費用の **3分の2** (上限3万円)
※補聴器の再購入費用も助成します。(別途要件あり)

注意事項

- ▼申請前に購入された補聴器は助成対象外です。
- ▼付属品、修理代等の本体以外の費用は助成対象外です。
- ▼片耳・両耳問わず上限は3万円です。



▲補聴器相談医の
一覧はこちら

(一社)日本耳鼻咽喉科頭頸部
外科学会公式ホームページ



① 補聴器相談医のいる耳鼻咽喉科を受診



相談医のいる耳鼻咽喉科を受診します。補聴器が必要と診断された場合は、「補聴器適合に関する診療情報提供書」または診断書を作成してもらいます。

② 補聴器店へ相談、見積書の作成を依頼



診療情報提供書または診断書を持参し補聴器店へ相談します。購入する補聴器を決め、見積書及び「補聴器適合に関する報告書」等[※]の作成を依頼します。

※補聴器の選定や調整の状況を示す書類

③ 申請書類の提出



下記の書類を用意のうえ、各担当課まで提出します。



提出書類

- 松本市老人及び心身障害者福祉事業補助金交付申請書
- 収入・資産等に対する松本市の調査に関する承諾書
- ①で作成した「補聴器適合に関する診療情報提供書」または診断書の写し
- ②で作成した補聴器の見積書の写し
- ②で作成した「補聴器適合に関する報告書」等の書類の写し

④ 交付決定の通知



提出した書類は各担当課で審査されます。対象要件に合致した場合は、交付決定通知書が郵送されます。

⑤ 補聴器を購入



②で作成した見積書の補聴器を購入し、領収書（申請者宛て）を受領します。

⑥ 実績報告書類の提出



下記の書類を用意のうえ、担当課まで提出します。

提出書類

- 軽度・中等度難聴者補聴器購入助成事業実績報告書
- ⑤で受領した補聴器の領収書（申請者宛て）の写し
- 請求書（松本市長宛て）

金額確定通知・助成金の交付

お問い合わせ先（平日 8:30～17:15）


18歳～64歳までの方

 **0263-34-3212 障がい福祉課** 東庁舎1階

65歳以上の方

 **0263-34-3061 高齢福祉課** 本庁舎北別棟2階

西部地域（安曇・奈川・梓川・波田・新村・和田・今井）にお住まいの方

 **0263-92-3002 西部福祉課** 波田支所1階



松本市ホームページ